

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R7.1.24	R7.2.10	〇〇のある〇〇市の認可地縁団体〇〇の都税に係わる公文書					1											当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。	主税局八王子都税事務所事業税課
2	R7.1.24	R7.2.10	〇〇のある〇〇市の認可地縁団体〇〇の都税に係わる公文書					1											当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。	主税局八王子都税事務所事業税課
3	R7.1.24	R7.2.10	〇〇市の認可地縁団体〇〇の都税に係る公文書及びその法人の都税に係る台帳					1											当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。	主税局八王子都税事務所事業税課
4	R7.2.7	R7.2.17	標準宅地番号01-238に係る令和6基準年度標準宅地の鑑定評価書及び価格算定補足資料	7		1					1	1	1		1				(1) 鑑定評価書 【不動産鑑定士の印影】 偽造された場合に、当該不動産鑑定士の財産を脅かすおそれがあると認められるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）。 【取引事例の地積及び取引時点】 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7条第2号に該当）。 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されることから、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号に該当）。 公にすることで、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定されると財産状況が明らかになり、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなるから、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号に該当）。 (2) 価格算定補足資料 【画地の形状、接道状況、前面道路、接道2～4、高低差、地積、セットバック、最寄駅、最寄駅からの直線距離及び道路距離、基準建蔽率、基準容積率、特定道路までの距離、その他の地域等】 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができ、取引当事者である特定の個人を識別することができるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができ、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになる。よって、当該情報を公にすることにより、特定法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 当該情報と町丁目等の記載事項を照合することで、取引事例地を特定することができる。これにより、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなる。よって、当該情報を公にすることにより、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）。 【取引事例の月率変動率】 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点特定することができる。取引時点は不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定の個人を識別することができる。よって、当該情報は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に当たると認められるため（東京都情報公開条例第7条第2号）。 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点特定することができる。取引時点は、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例が特定され、取引当事者である特定法人の財産状況が明らかになる。よって、当該情報を公にすることにより、特定法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 当該情報と時点修正率を用いることで、不開示情報である取引時点特定することができる。取引時点は、不動産登記簿や住宅地図等の情報と照合することにより、取引事例地が特定され、取引当事者である所有者の財産状況が明らかになる。これにより、所有者の課税庁に対する信頼が損なわれ、今後の税務行政に協力が得られないおそれがあり、その結果、固定資産税標準宅地の適正な時価の評定に必要な情報が得られなくなる。よって、当該情報を公にすることにより、今後の税務行政の運営に支障をきたすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第6号）。	主税局中央都税事務所固定資産税課
5	R7.2.4	R7.2.19	法人事業税における過少申告加算金等の取扱通達	33		1									1				都の機関が行う課税事務における判断基準や取扱いを定めたものであり、公にすることで、行政運営の円滑な遂行に支障をきたすため（東京都情報公開条例第7条第6号）。	主税局課税部法人課税指導課
6	R6.12.18	R7.2.21	NPO法人〇〇に係る履歴事項全部証明書、国税庁法人番号公表サイトの写し、東京都生活文化局（現生活文化スポーツ局）「法人の認定等法人・団体情報詳細」の写し																法令又は他の条例の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付対象となる公文書のため（東京都情報公開条例第18条第1項）。インターネットによる公表情報等のため（東京都情報公開条例第18条第2項）。	主税局中央都税事務所法人事業税課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	R6. 12. 18	R7. 2. 21	NPO法人〇〇に係る税務総合支援システムの入力帳票				1												公文書に記載の情報は、当該法人に関する情報であり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。	主税局中央都税事務所法人事業税課
8	R7. 2. 10	R7. 2. 26	令和3年3月1日から令和4年3月31日の間に東京都に申告した〇〇（法人番号〇〇、住所〇〇）の法人事業税・法人住民税の確定申告書（3法人分）					1											当該公文書は、実施機関で作成及び取得しておらず、存在しないため。	主税局荒川都税事務所事業税課
9	R7. 2. 10	R7. 2. 26	令和3年3月1日から令和4年3月31日の間に東京都に申告した〇〇（法人番号〇〇、住所〇〇）の法人事業税・法人住民税の確定申告書（14法人分）	14		1						1						1	税額等の申告書の内容は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第7条第3号）。 税額等の申告書の内容は、法人事業税・法人住民税の賦課徴収業務で用いられる情報である、公にすることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な申告に協力を得られなくなるおそれがあり、租税の賦課若しくは徴収に係る事務の運営に支障をきたすため（東京都情報公開条例第7条第6号）。	主税局荒川都税事務所事業税課

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。